

新型コロナウイルス感染症に関する古賀市内の事業者への主な支援一覧

令和4年3月11日時点

	制度名称	主な対象者や支援内容	管轄	申請期間	問い合わせ先
給付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した	事業復活支援金 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者(中小法人・個人事業主)であり、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した場合に給付金を支給 【給付額】基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分 【上限額】中小法人:最大250万円、個人:50万円	国	R4.1.31～R4.5.31	事業復活支援金事務局 相談窓口 ☎0120-789-140
	県の要請により飲食店等の営業時間短縮をおこなった	福岡県感染拡大防止協力金(第14期) 令和4年1月24日から2月20日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて2.5～10万円/日(最大28日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)	県	R4.2.21～R4.4.6	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター ¹ ☎0120-567-918
	県の要請により飲食店等の営業時間短縮をおこなった	福岡県感染拡大防止協力金(第15期) 令和4年2月21日から3月6日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて2.5～10万円/日(最大14日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)	県	R4.3.7～R4.4.6	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター ¹ ☎0120-567-918
補助・助成	ポストコロナに向けた新たな取り組みを行いたい	事業再構築補助金 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み支援 【補助率・補助額(通常枠の場合)】 中小企業:2/3、100万円～8,000万円 中堅企業:1/2、100万円～8,000万円	国	R4.2月中旬～R4.3.24	事業再構築補助金 コールセンター ¹ ☎0570-012-088 サポートセンター ¹ ☎050-8881-6942
		経営革新推進補助金 コロナ後に向けた新しい経営革新に基づく新商品・新サービスの開発などの新たな取り組みを支援(経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者が対象) 【助成率】1/2以内 【補助額】上限50万円	県	R4.3.23～R4.4.1	福岡県新事業支援課 新分野推進係 ☎092-643-3433
		新需要獲得のための技術・製品開発支援補助金 ポストコロナで成長が見込まれる分野(デジタル、グリーン分野等)への早期参入をめざし、新製品・新技術の開発に取り組む中小企業者等を支援するため、その開発に係る経費を支援 【助成率】1/2以内 【補助額】500万円以内	県	【次】R4.2.18～R4.5.12	福岡県商工部中小企業技術振興課 技術支援係 ☎092-643-3433
貸付	一時休業などで手当などを支給した	雇用調整助成金 一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業者(売上高の減少要件等あり)に、休業手当などの一部を助成 【助成率】最大10/10(1人当たり日額15,000円上限)	国	(緊急対応期間)R2.4.1～R4.3.31	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537
	休業させられた労働者のうち休業手当を受け取ることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 令和3年4月以降に、コロナの影響を受けた事業主が休業させた労働者であり、その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方 【支給額】休業日賃金の8割(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給	国	・R3.4～12月に休業の場合、R3.3.31まで ・R4.1～3月に休業の場合、R4.6.30まで	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター ¹ ☎0120-221-276
	資金繰りのため融資を受けたい	福岡県制度融資 【緊急経済対策資金】 融資限度額1億円、融資期間10年以内(据置2年以内)、 融資利率1.3% ・売上減少などの要件があります。	県	受付中(終了日未定)	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179
		政府系金融機関融資 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少などの要件を満たした事業者への、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など	国	受付中(終了日未定)	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工中金 新型コロナウイルスに関する相談窓口 ☎0120-542-711
		緊急小口資金(主に休業された方) 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための少額貸付 貸付上限:10万円以内(個人事業主等の特例の場合は20万円以内) 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子	国	R4.6月末まで	相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941
		総合支援資金(主に失業された方) 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方に、生活再建までの間に必要な生活費用を貸付 貸付上限:単身世帯月15万円以内 複数世帯月20万円以内 貸付期間原則3か月以内 据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子	国	[初回貸付]R4.6月末まで	相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941
猶予・減免等	売上が減少し納税が難しい	徴収の猶予 一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年同月比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度あり	国・県・市	R3.2.1まで やむを得ない理由がある場合は要相談	国税:香椎税務署 ☎092-661-1031 県税:東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 市税:収納管理課 ☎092-942-1124
	売上が減少し国民健康保険税の支払いが難しい	国民健康保険税の減免 世帯主の事業収入等が前年比30%以上減少する見込みがあること等の条件で、一部免除から全額免除を行う制度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある国民健康保険税)	市	R3.7.12～R4.3.31まで	市民国保課国保係 ☎092-942-1193

※作成時点の概要ですので、各制度の詳細を確認して手続してください。